

## パスポート(旅券)の申請について

### ◇申請の受付について

窓 口：税務住民課 国保住民係（役場 1 階）

受 付 日：月～金曜日（土・日曜日、祝日及び年末年始を除きます）

受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

対 象 者：日本国籍を有し、本町に住民登録のある方

※申請から交付まで 2 週間程度を要しますので、余裕を持って申請してください。

### ◇役場で申請できる手続き

#### 【有効な旅券をお持ちでない方】

①新規申請：初めて旅券を取得するとき。失効後新たに旅券を取得するとき。

#### 【有効な旅券をお持ちの方】

②切替新規申請：失効前に新たな旅券を取得するとき（残存が 1 年未満になってから）。

③訂正新規申請：失効前に氏名等を変更した新たな旅券を取得するとき。

④記載事項変更申請：有効期間はそのままで氏名等を変更するとき。

⑤増補申請：査証欄を増補するとき（1 旅券につき 1 回に限る）。

⑥紛失届出：有効旅券を紛失・焼失したとき。盗難にあったとき。

### ◇申請（①～④）に必要なもの

書類の名称		必要書類など
一般旅券申請書		窓口に用意してあります（5 年用または 1 0 年用）。
戸籍謄本または抄本		本籍地が他市町村の方は事前にお取り寄せ願います。 6 か月以内に発行されたもの。 同一戸籍内のご家族の方が同時に申請する場合は戸籍謄本 1 通で申請することができます。
写真（パスポート用）1 枚		6 ヶ月以内に撮影したもの（横 3. 5 cm×縦 4. 5 cm）。 ※「旅券用写真の規格と注意点について」もご覧ください。
本人確認書類（原本） ※「1 点でよいもの」 がない場合は、A 欄か ら 2 点または A、B 欄 から各 1 点。 ※②～④の申請につい ては旅券のみでよい。	1 点で よいもの	旅券（有効または失効後 6 カ月以内）、運転免許証、住基カード（写真付）、身体障がい者手帳（写真張替防止あり）など。
	A 欄	健康保険証、共済組合員証、介護保険・後期高齢者被保険者証、各種年金手帳、印鑑登録証明書及び印鑑など。
	B 欄	写真付学生証、中学校生徒手帳、医療受給者証（高齢・重度・ひとり親・乳幼児・特定疾患）、身体障がい者手帳（写真張替防止なし）、母子健康手帳、旅券（失効後 6 カ月経過）など。
以前取得した旅券		①古い旅券があれば、お持ちください。 ②③④有効旅券は返納していただきます。
印鑑（認め印） ※朱肉使用のもの		書き損じたときに必要です。 代理提出の場合は、申請者と代理人の印鑑をお持ちください。

※⑤⑥の申請に必要なものについては、国保住民係（TEL 44-2124）まで問い合わせ願います。

※戸籍謄本または抄本の交付手数料は、1通450円です。

※小学生以下のお子さんについては、父または母の本人確認書類のみでかまいません。

※未成年の方が申請できるのは、5年用旅券のみです。申請書に法定代理人（親）の署名（同意）が必要です。

#### ◇代理申請について

申請書には、申請者本人の自署が必要な欄があります。

また、本人確認書類については、申請者本人と代理人の両方（原本）が必要です。

#### ◇手数料（旅券受け取りの時までにご用意願います）

手続きの種類（年齢は申請時）		手数料	内 訳	
新規申請	10年用（20歳以上）	16,000円	印紙 14,000円	証紙 2,000円
切替新規申請	5年用	12歳以上	印紙 9,000円	証紙 2,000円
訂正新規申請		12歳未満	印紙 4,000円	証紙 2,000円
記載事項変更申請		6,000円	印紙 4,000円	証紙 2,000円
増補申請		2,500円	印紙 2,000円	証紙 500円

※収入印紙は郵便局などで、収入証紙はJ A中富良野支店などで取り扱っています。

#### ◇旅券の交付について

申請時に交付予定日をお知らせします。

申請時に引換証をお渡ししますので、印紙・証紙を用意し、印鑑持参でお越してください。

申請は代理の方でもできますが、受け取りの際は、必ずご本人にお越しいただきます。

#### ◇役場窓口以外で申請を希望される方（居所申請）

学生など、本町（実家）に住民登録をしたまま道内の他の市町村に居住し、役場での手続きが困難な方は、パスポートセンター（札幌市）や最寄りの振興局で申請・受け取りができます。手続きは一般旅券と同じですが、居所申請申出書・学生証等が必要です。

#### ◇婚姻・転居などにより氏名・住所・本籍地が変わったとき

- ・住所が変わったとき … 手続きは不要です。
- ・本籍地が変わったとき … 同じ都道府県内の変更であれば、手続きは不要です。
- ・氏名（姓）が変わったとき、又は本籍地が他の都道府県が変わったとき … 下記のいずれかの申請を行ってください。
  - ①訂正新規申請 ～ 有効期間が新たに5年または10年となります。
  - ②記載事項変更申請 ～ 現在お持ちの旅券の有効期限までとなります。